

ひょうご安心ブランド農産物（共通） 審査基準

1 対象食品

(1) 食品名：農産物・共通

2 確認事項

(1) 個性・特長

化学合成された農薬や肥料の使用を低減する生産方式（ひょうご安心ブランド生産方式）を各項から1技術以上導入し、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を慣行の50%以上低減するとともに、農薬を使用した場合はその残留量が国基準の1/10以下であるもの。または、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）（以下、「JAS法」という。）に基づき有機農産物の農林規格による有機農産物の表示が可能なもの。

〔ひょうご安心ブランド生産技術〕

ア 堆肥等施用技術

土が本来の持つ力を活かす土づくり技術の利用

堆肥等有機質資材投入技術

緑肥作物利用技術

イ 化学肥料低減技術

化学肥料の使用を低減させる技術の利用

局所施肥技術

肥効調節型肥料施用技術

有機質肥料施用技術

その他技術

ウ 化学合成農薬低減技術

化学合成農薬の使用を低減させる技術の利用

機械除草技術

除草用動物利用技術

マルチ栽培技術

抵抗性品種活用技術

ケイ酸利用技術

被覆栽培技術

光利用による虫害防除技術

生物農薬等利用技術

対抗植物・おとり植物利用技術

フェロモン剤利用技術

熱消毒技術

土壌還元技術

その他技術

(2) 安全性の確保

生産ほ場は周辺から農薬等が飛来しないように区分又は措置を講じていること。

農薬<sup>1</sup>を使用した場合は、その残留農薬を自主検査（食品衛生法第11条第3項に規定する残留農薬基準の1/10以下とする。）できる体制<sup>2</sup>を整備していること。

(3) 安心感の醸成

兵庫県内の農業協同組合、農業経営を営む法人または3戸以上の農家等で構成する生産集団、教育・研究機関（農業高校、農業大学校、大学等）または別に定めるもの<sup>3</sup>が生産する農産物であること。

上記の生産集団等に栽培責任者<sup>4</sup>及び確認責任者<sup>5</sup>を設置していること。栽培管理記録、出荷記録等を記帳、保管（出荷・販売終了後3年間）できること。

生産集団構成員に対して生産方式等についての研修を定期的実施していること。

兵庫県食品トレーサビリティガイドライン（ステップ2：ロット管理の実施）に基づく取引情報が整備されていること。

1 農薬

確認する農薬は、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成19年3月23日18消安第14413号 総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知）（以下、「ガイドライン」という。）の第3に規定する節減対象農薬とする。

2 自主検査できる体制

別紙「ひょうご安心ブランド農産物自主検査手順書」のとおり。

3 別に定めるもの

ア 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく登録認定機関により認定を受けた有機農産物（きのこ類を除く）の生産工程管理者（ただし、「JAS法」による有機農産物の表示が可能な農産物に限る）

イ 持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、持続性の高い導入方式の導入計画の認定を受けている者（ただし、「ガイドライン」による特別栽培農産物の表示が可能な農産物に限る）

4 栽培責任者

「ガイドライン」の第3に規定されている者をいう。

5 確認責任者

「ガイドライン」の第3に規定されている者をいう。